

簡易無線局の無線設備及び簡易無線局に関する法令上の規定

1 簡易無線局の無線設備等一覧

NO	変調方式等		周波数帯	電波型式 (注1)	周波数(注1)	空中線 電力 (注1)	通信 方式 (注2)	登録 対象 (注3)	開設区域 (注3)	設備規則新旧 適用の別		新旧設備規則適用条項	備 考
	アナ ログ	デジ タル								新	旧		
1	○		150MHz帯	F2D、F3E	154.45、154.47、154.49、154.51、154.53 154.55、154.57、154.59、154.61MHz	5w以下	単信 単向			○		新設備規則第54条第1号 旧設備規則第54条第1項第1号	
2			400MHz帯		465.0375MHzから465.15MHzまでの12.5KHz間隔の周波数10波 468.55MHzから468.85MHzまでの12.5KHz間隔の周波数の25波							○	
3			300MHz帯	F2B、F2C F2D、F3C F3E F2B、F2C F2D、F3C	348.5625MHzから348.775MHzまでの12.5KHz間隔の周波数18波 348.7875、348.8MHz	1w以下				○	旧設備規則第54条第1項第2号		
4	○	○	50GHz帯		50.44GHzから50.62GHzまでの10KHz間隔の周波数19波 50.94GHzから51.12GHzまでの10KHz間隔の周波数19波	0.03w 以下			○		新設備規則第54条第5号 旧設備規則第54条第1項第5号		
5	○		300MHz帯	注1	351.2MHzから351.38125MHzまでの6.25KHz間隔の周波数の30波	5w以下	単信 単向 同報	○	全国の陸上	○		新設備規則第54条第2号	「登録対象局」は、設備規則 第54条第2号の「キャ リアセンス」を備え付けるも のに限る。
6					351.16875MHzから351.19375MHzまでの6.25KHz間隔の周波数の5波	1w以下			全国の陸上及 びその上空				
7					400MHz帯	467MHzから467.4MHzまでの6.25KHz間隔の周波数の65波			5w以下				

注1 簡易無線局の周波数及び空中線電力

施行規則第13条第1項、告示第464号(H20.8.29)【告示第405号(H6年)の一部改正】

- (1) 施行規則第13条第1項 簡易無線局の周波数及びその空中線電力は、別に告示する。
- (2) 告示第464号(H20.8.29) 第二項 150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局(次項及び第4項に掲げるものを除く。)  
【上表NO1及びNO2の簡易無線局】  
第三項 347.7MHzを超え351.9MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局【上表NO3の簡易無線局】  
第四項 設備規則第54条第2号に規定する技術基準に係る簡易無線局【上表NO5、NO6及びNO7の簡易無線局】  
(電波の型式) G1C、G1D、G1E、G1F、R2C、R2D、R3E、R3F、F1C、F1D、F1E、F1F  
第六項 50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局(上表NO4の簡易無線局)

2 簡易無線局の通信方式

設備規則第54条

- (1) (上表NO1の簡易無線局) 新設備規則第54条第1号  
(2) (上表NO2の簡易無線局) 旧設備規則第54条第1項第1号  
(3) (上表NO3の簡易無線局) 旧設備規則第54条第1項第2号  
(4) (上表NO5、NO6及びNO7の簡易無線局) 新設備規則第54条第2号

3 「登録」対象の簡易無線局

法第27条の18第1項、施行規則第16条、第17条及び第18条、告示第465号(H20.8.29)

- (1) 登録を受けなければならない無線局 法第27条第1項 電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他無線設備の規格(総務省令(\*1)で定めるものに限る。)を同じくする他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令(\*2)で定めるものであって、適合表示無線設備のみを使用するものを総務省令(\*3)で定める区域内に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。
- (2) 登録の対象とする無線局 (\*1) 施行規則第16条 法第27条の18第1項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。  
一～六 (省略)  
七 設備規則第54条第2号に規定する技術基準に係る無線設備(同号子の技術基準が適用されるものに限る。)を使用する簡易無線局
- (3) 登録局の無線設備の規格 (\*2) 施行規則第17条 法第27条の18第1項の総務省令で定める簡易無線局の規格は、次に掲げるものとする。  
一～六 (省略)  
七 設備規則第54条第2号に規定する技術基準
- (4) 登録局の開設区域 (\*3) 施行規則第18条 法第27条の18第1項の総務省令で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

- 一 351.16875MHz以上351.38125MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、総務大臣が別に告示する。
  - 2 前項に掲げる無線局以外のものの開設区域は、全国とする。
- 告示第465号(H20.8.29) 電波法施行規則第18条第1項第1号の規定に基づき、351.16875MHz以上351.38125MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を次のように定める。
- 一 351.16875MHz、351.175MHz、351.18125MHz、351.1875MHz又は351.19375MHzの周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、全国の陸上及びその上空とする。
  - 二 前項の周波数以外の周波数の電波を使用する無線局の開設区域は、全国の陸上とする。

(5) 登録人以外の者による登録局の運用

法第70条の9

第1項 登録局の登録人は、当該登録局の登録人以外の者による運用が電波の能率的な利用に資するものであり、かつ、他の無線局の運用に混信その他の妨害を与えるおそれがないと認める場合には、当該登録局との登録が効力を有する間、当該登録極を自己以外の者に運用させることができる。ただし、登録人以外の者が第27条の20第2項各号(電波法令違反等を行った者)(第2号を除く。)のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第2項 第70条の7第2項及び第3項の規定は、前項の規定により自己以外の者に登録局を運用させた登録人について準用する。

法第70条の7 第2項 前項の規定により無線局を自己以外の者に運用させた免許人等は、遅滞なく、当該無線局を運用する自己以外の者(以下この条において「非常時運用人」という。)の氏名又は名称、非常時運用人による運用の期間その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届出なければならない。

第3項 前項に規定する免許人等は、当該無線局の運用が適正に行われるよう、総務省令で定めるところにより、非常時運用人に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

4 呼出名称記憶装置

設備規則第9条の2第1項、告示466号(H20.8.29)

- (1) 選択呼出装置等 設備規則第9条の2第1項 次の表の上欄に掲げる無線局で別に告示するものについては、同表の下欄に掲げる装置で別に告示する技術基準に適合するものを装置しなければならない。

無線局	装置
陸上移動業務の無線局・・・(省略)・・・及び簡易無線局	呼出名称記憶装置又は自動識別装置

- (2) 告示第466号(H20.8.9)

無線設備規則第9条の2第1項の規定に基づき、呼出名称記憶装置を装置しなければならない簡易無線局及びその呼出名称記憶装置の技術的条件を次のとおり定める。

- 一 呼出名称記憶装置を装置しなければならない無線局は、設備規則第54条第2号で規定する技術基準に係る簡易無線局とする。
- 二 呼出名称記憶装置の技術的条件は、次のとおりとする。
  - 1 記憶した呼出名称は、容易に変更又は消去できないこと。
  - 2 呼出名称を記憶しなければ電波の発射ができないこと。
  - 3、4 (省略)
  - 5 呼出名称の送信方法及び符号構成は、次のとおりとすること。
    - ア 呼出名称は、電波の発射後直ちに自動的に送信すること。
    - イ 呼出名称の符号構成は、36ビットとし、免許又は登録の区分を行う9けたの二進化十進数に変換した信号であること。

(以下、省略)

【呼出名称の符号構成】

① 免許局	1000000000	(1桁目の数字が「1」、その後の8桁の数字は一連番号)
② 登録局	2000000000	(1桁目の数字が「2」、その後の8桁の数字は一連番号)

5 簡易無線局の無線設備の変更(いわゆる「セット替え」)

施行規則第9条の3 ...次に掲げる無線局に係る法第17条第1項の規定による無線設備の変更の工事を行う場合であって、設備規則第9条の2に規定する呼出名称記憶装置の変更を伴うときは、新たな呼出名称を指定するものとする。

- 一 (省略)
- 二 設備規則第54条第2号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局

【解説】 呼出名称記憶装置の符号は、「呼出名称」として扱われることになっている。一方、この呼出名称の符号は、無線設備一台ごとに割当てられることになっているため、無線設備を変更(セット替え)する場合は、無線設備の更新と呼出名称の指定変更の手続が必要となる。

6 免許の単位

免許手続規則第2条、告示第469号(H20.8.29)

- (1) 免許手続規則第2条第1項 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所(移動する無線局のうち、・・・(省略)・・・以外のものについては送信装置とする。)ごとに行わなければならない。
- (2) 同条第9項 移動する無線局のうち、・・・(省略)・・・簡易無線局であって総務大臣が別に告示するもの・・・(省略)・・・は、第一項の規定にかかわらず、二以上の送信装置を含めて単一の無線局として申請することができる。
- (3) 告示第469号(H20.8.29) 無線局免許手続規則第2条第9項の規定に基づき、簡易無線局であって二以上の送信装置を含めて単一の無線局として申請することができるものを次のように定める。

無線設備規則第54条第2号に掲げる条件に適合する無線設備(同号中の技術基準が適用されないものに限る。)の送信装置及び無線設備規則の一部を改正する省令による改正前の設備規則第54条第1項に掲げる条件に適合する無線設備(F2D又はF3E電波400MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。)の送信装置を一の筐体に収まった状態で使用する簡易無線局

- 【解説】
- ① 移動する無線局の免許の単位は、原則送信装置ごとであるが、例外的に簡易無線局の400MHz帯のアナログの送信装置とデジタルの送信装置とを一の筐体収めたものについては、送信装置は二となるが、免許の単位は一(一局として免許申請ができる。)とすることができる。
  - ② この場合のデジタルの送信装置は、キャリアセンスを装置しないものに限られる。

7 通信方法の特例

無線局運用規則第18条の2、告示第468号(H20.8.29)(告示第361号(S37年)の改正)

(1) 無線局運用規則第18条の2 無線局の通信方法については、この規則の規定によることが著しく困難であるか又は不合理である場合は、別に告示する方法によることができる。

(2) 告示第468号(H20.8.29) 無線局運用規則第18条の2の規定により、無線局が同規則の規定によることが困難であるか又は不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を次のように定める。

一～三 (省略)

四 設備規則第54条第2号及び第4号に規定する技術基準に係る簡易無線局にあっては、無線局運用規則第14条第1項・・・(省略)・・・の規定にかかわらず、それぞれ当該設備に適合した方法により呼出し若しくは応答又は通報その他の送信を行うことができる。

【解説】 ① 運用規則では、無線局の運用方法が詳細に定められているが、デジタル及び50GHz帯の簡易無線局にあっては、運用規則の規定によらないことができることとした規定である。

② 具体例としては、運用規則では呼出し又は応答をする場合は、相手局の呼出名称、自局の呼出名称を送信することになっているが、デジタル及び50GHz帯の簡易無線局にあっては、これらの送信が不要となる。

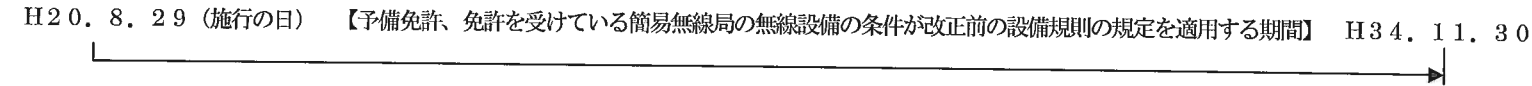
8 特定無線設備の種別・記号

無線設備の種別	無線設備の内容	技適又は認証番号に付される記号 (技適規則様式第7号)	備考
(新規則) 技適規則第2条第1項第4号の2に掲げる無線設備	150MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が5ワット以下のもの(第4号の5及び第4号の6に掲げるものを除く。)	TY	150MHz帯の簡易無線局(アナログ)
(旧規則) 技適規則第2条第1項第4号の2に掲げる無線設備	150MHz帯又は400MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が5ワット以下のもの(次号に掲げるものを除く。)		150MHz及び400MHz帯の簡易無線局(アナログ)
(旧規則) 技適規則第2条第1項第4号の3に掲げる無線設備	347.7MHzを超え351.9MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が1ワット以下のもの	OZ	いわゆる「小エリア」の簡易無線局(アナログ)
(新規則) 技適規則第2条第1項第4号の5に掲げる無線設備	設備規則第54条第2号においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局に使用するための無線設備(次号に掲げるものを除く。)	SV	デジタルの簡易無線局(キャリアセンスを装置しないもの)
(新規則) 技適規則第2条第1項第4号の6に掲げる無線設備	設備規則第54条第2号においてその無線設備の条件が定められている簡易無線局(同号の技術基準が適用されるものに限る。)に使用するための無線設備	TV	デジタルの簡易無線局(キャリアセンスを装置するもの)
技適規則第2条第1項第5号に掲げる無線設備	50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が0.03ワット以下のもの	C	50GHz帯の簡易無線局
技適規則第2条第1項第1号の11に掲げる無線設備	設備規則第4章においてその無線設備の条件が定められているF2A電波、F2B電波、F2C電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波又はF3E電波を使用する単一通信路の陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50ワット以下のもの(第1号から第1号の6まで及び第1号の8に掲げるものを除く。)	F	ML、MP
技適規則第2条第1項第1号の15に掲げる無線設備	F2A電波、F2B電波、F2C電波、F2D電波、F2N電波、F2X電波、F3C電波又はF3E電波54MHzを超え70MHz以下、142MHzを超え162.0375MHz以下、335.4MHzを超え470MHz以下、810MHzを超え960MHz以下、1,215MHzを超え2,690MHz以下の周波数の電波を使用する無線局に使用するための無線設備であって、その空中線電力が50ワット以下のもの(第1号の11及び第16号に掲げるものを除く。)	QY	FB、FP
技適規則第2条第1項第6号に掲げる無線設備	設備規則第49条の9においてその無線設備の条件が定められている構内無線局に使用するための無線設備(次号及び第6号の3に掲げるものを除く。)	A	構内無線局(LO)(952MHz～954MHz)
技適規則第2条第1項第6号の2に掲げる無線設備	設備規則第49条の9第1号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局(同号ニただし書に該当するものを除く。)に使用するための無線設備	PV	構内無線局(LO)(1,200MHz)
技適規則第2条第1項第6号の3に掲げる無線設備	設備規則第49条の9第3号においてその無線設備の条件が定められている構内無線局(同号ハの技術基準が適用されるものに限る。)に使用するための無線設備	RV	構内無線局(LO)(2,450MHz)
技適規則第2条第1項第16号に掲げる無線設備	54MHzを超え74.6MHz以下、142MHzを超え169MHz以下又は335.4MHzを超え470MHz以下の周波数の電波を使用するテレメータ用固定局及び同報通信方式の固定局を通信の相手方とする単信方式の固定局(いずれも他の固定局によってその送信が制御されるものに限る。)の無線設備であって空中線電力が10ワット以下のもの	DZ	FX
技適規則第2条第1項第38号に掲げる無線設備	設備規則第58条の2の12においてその無線設備の条件が定められている市町村デジタル防災無線通信を行う固定局に使用するための無線設備	GX	FX(54MHz超70MHz以下)

9 経過措置

(1) 設備規則

ア アナログの400MHz帯及び同300MHz帯（小エリア）の周波数の電波を使用する無線設備（旧設備）の条件



イ 旧設備を使用する簡易無線局について免許、予備免許又は無線設備の工事設計の変更の許可ができる期間 H34.11.30日まで

(附則) (施行期日)

1 この省令は、公の日から施行する。 注：公布の日：H20.8.29

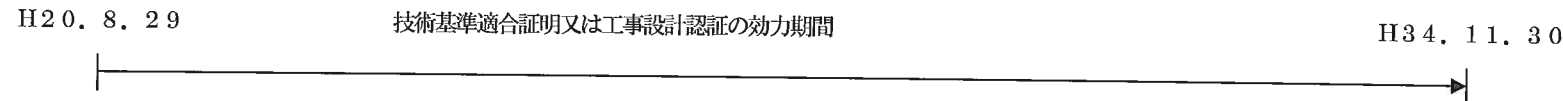
(経過措置)

2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許（以下「免許等」という。）を受けている簡易無線局の無線設備（この省令による改正前の設備規則第54条第1項第1号又は第2号に掲げる条件に適合するもの（同項第1号に掲げる条件に適合するものにあつては、F2D又はF3E電波400MHz帯の周波数の電波を使用するもの）に限り、同項第2号に掲げる条件に適合するものについては、F2B、F2C、F2D、F3C又はF3E電波347.7MHzを超え351.9MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。以下「旧設備」という。）の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、平成34年11月30日までは、なお従前の例による。

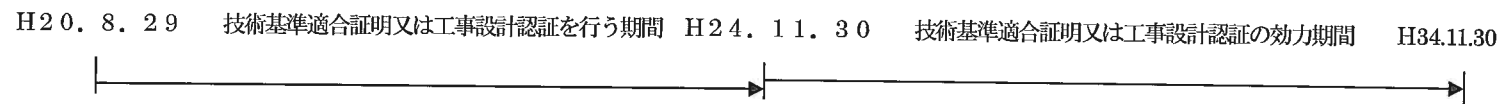
3 総務大臣は、この省令の施行の日から平成34年11月30日までの間に限り、旧設備を使用する簡易無線局の免許等又は無線設備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(2) 技適規則

ア この省令施行の際限にアナログの400MHz帯及び同300MHz帯（小エリア）の簡易無線局の無線設備（旧設備）の技術基準適合証明又は工事設計認証の効力期間



イ 旧設備について技術基準適合証明又は工事設計認証を行う期間及び当該証明又は認証の効力期間



(附則) (施行期日)

第1条 この省令は、公布の日から施行する。 注：公布の日：H20.8.29

(347.7MHzを超え351.9MHz以下又は400MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に係る経過措置)

第2条 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）第2条第1項第4号の2に掲げる特定無線設備（F2D又はF3E電波400MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）及び同項第4号の3に掲げる特定無線設備（以下「旧設備」という。）に係る表示は、平成34年12月1日以降は、当該表示が付されていないものとみなす。

2 法第38条の5の登録証明機関は、この省令施行の日から平成24年11月30日までの間、旧設備に係る技術基準適合証明又は工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）を行うことができる。

3 この省令の施行の際現に行われている、又は前項の規定によりされる旧設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、平成24年11月30日までの間、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により技術基準適合証明等を受けた旧設備付する表示は、平成34年12月1日以降は、当該表示が付されていないものとみなす。